

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 長寿支援係

議案名

議案第27号 桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準について所要の改正を行おうとするものです。

概要

地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状を踏まえ、1つの地域包括支援センターに配置することとされている3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)について、柔軟な職員配置が可能となるよう、次のとおり改めるものです。

- (1) 3職種について、常勤換算方法(※)による配置を可能とすること。
- (2) 複数拠点で合算して3職種が配置されれば基準を満たすものとする。

※常勤換算方法：常勤の職員を1.0人として、ほかの勤務形態の職員が何人分に該当するかを計算する方法。短時間勤務の複数人で常勤1人分の勤務とみなすこと。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

平成27年4月の介護保険法の一部改正により、それまで介護保険法や厚生労働省令によって定められていた地域包括支援センターの職員及び運営基準を市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により定めるものとされたことから、本条例は制定されました。

この基準を定める市町村の条例は、厚生労働省の規則で定める基準値(従うべき基準、標準、参酌すべき基準)に従って定めております。

地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状を踏まえ、令和6年3月29日規則の改正が行われ、これに伴い、桐生市においても柔軟な配置が可能となるよう条例改正を行うものです。